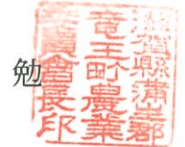




竜 農 委 第 2 2 7 号
令和 6 年（2024 年）12 月 10 日

竜王町長 西 田 秀 治 様

竜王町農業委員会会長 竹 山



竜王町農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

平素は、当農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月の改正農業委員会法の施行により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規の農業経営者の参入促進を柱とした農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の重要な業務として位置付けられたところであり、新たな制度の下で 3 期目を迎えた我々農業委員会に求められる役割を真摯に受け止め、関係機関と緊密な連携を図り、優良農地の確保と有効利用の促進に努め、農業者の期待に応えられるよう更に充実した取り組みが必要であると考えております。

本町農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化・担い手不足、農業資材の高騰・農産物の価格低迷による農業収入の減少、耕作放棄地・遊休農地の増加等年々厳しさを増しております。

つきましては、本町の財政が厳しい状況下にあることは重々承知しておりますが、農業振興による地域の活性化を図り、農業が魅力ある産業として、農業者が将来に希望を持って農業経営ができ、豊かな農地をしっかりと次の世代へ引き継ぐために、本町における農地等の利用の最適化の推進に向け、次の事項について御検討を賜りたく農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により意見書を提出いたします。

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 認定農業者等担い手の確保・育成

農業の担い手不足が年々深刻化しており、食料の安定供給、自然環境の保全、農村文化の継承等農業の果たす多面的役割を維持し、農業の持続的な発展を図っていくためにも、担い手の確保・育成が急務となっています。

認定農業者は地域の農業を支える中心経営体であることから、認定農業者のメリットを積極的にPRし、農業経営改善に係る研修会、勉強会等の能力向上の機会を設けてください。

また、農業委員の過半数が認定農業者である必要性からも、認定農業者が活用できる本町独自の支援策を創設し、認定農業者の増加を目指してください。

(2) 担い手への支援

認定農業者等の安定した農業経営を持続させるためには、農業用施設整備、大型農業機械の導入を進める必要がありますが、これらの全てにおいて高額化し農業者の負担が増大していることから導入に対する支援策が重要となり、有利な事業の活用が図れるよう情報提供等負担軽減策を講じてください。

特に深刻化する労働力不足に対応するためにはスマート農業の促進も有効であると考えられますが、本年10月1日に施行されたスマート農業技術の活用に関する法律に基づく支援制度は大規模経営体を優先した内容となっており、中小規模経営体の活用は難しいことから町独自の支援策の創設等必要な施策を講じてください。

一方、地域農業の受け皿となる集落営農法人は経営層やオペレーターの高齢化の進行、次世代のリーダーの不在等の課題を抱えその運営にも苦慮されていることから、円滑な運営を図るための支援等必要な施策を講じてください。

(3) 地域計画

農地利用最適化推進委員および農業委員が地域計画策定代表者と連携し各集落による話し合いを進めた結果、策定期限である令和6年度末までに全集落において地域計画を策定できる見込みです。

しかし、本計画は作って終わりではなく、策定した計画、目標地図をもとに地域の話し合いの継続とそれに基づく農地の利用調整を継続して進めていくことが必要です。また、農業経営基盤強化促進法には農業委員会による本計画達成に向けた利用権の設定等の促進が位置づけられていることから、その役割を果たすためにも関係機関や地域農業者等への周知を行い、より一層の農業者等の参加と話し合いができる環境づくりに取り組んでいただくとともに、引き続き強力なリーダーシップのもと支援に努めてください。

2 遊休農地の解消について

農地は、農業生産の基盤で食料の安定供給を確保するために必要不可欠な資源であると同時に農業生産が行われることで自然環境の保全、防災機能等多面的な機能が発

揮されていることから、国民の貴重な財産として守られるべきものです。

しかしながら、農業や農村の衰退とともに、農地面積の減少が続き、農業生産が行われない遊休農地が年々増加していることが喫緊の課題となっています。

遊休農地の解消は、竜王町の農業を維持する上でも重要となります。

遊休農地所有者自らが改善・解消することは困難な場合が多いため、除草、耕起、立木等の除去ができる民間組織・企業・ボランティアの募集等遊休農地再生に向けた施策を講じてください。

3 新規参入の促進について

就農を目指す次世代の担い手の育成が重要であり、特に若手・女性就農者に対して、本町独自の生活支援を行うとともに、就農を目指す研修生を積極的に受け入れ、地域の後継者育成に協力される農家への支援を行い、特色あるインターンシップ制度を構築し、広く研修希望者を募集してください。

また、新規就農者が資金調達する場合の各種融資制度についての情報提供や販路に困ることのないよう販路の拡大・確保に努め、新規就農者を地域で支えていく体制づくりや少しでも定着しやすい環境整備を進めてください。

加えて、県立の農業高校や農業大学校の卒業後の進路が農畜産物の加工や農業関連企業等への就職が多くなっていることから、将来の担い手育成に向けて、同校の実践教育施設の充実と併せ、就農への意欲を持つ若者の育成につながるよう一層注力されるよう町としても県に対して要望してください。

4 農地の適正利用について

農地は農業上大切なものであり、一度農地以外のものにされると元に戻すことが困難であることから、将来に向かって優良な農地が確保できるよう土地の合理的な利用を踏まえ、当委員会としては適正な農地の転用が行われるよう努めています。

一方、本町においても農地の違反転用が散見される実態にあり、その理由は単に法制度について知識がないという軽易なものから自らの土地であることを理由に意図して非農地化するという悪質なもので様々な態様があります。

制度の周知および是正指導については、当委員会としても引き続き広報、農地パトロール等を通じて努めていく所存ですが、違反転用を未然に防ぐ手段として、転用工事を請け負う工事業者がその認識を持つことが有効と考えます。

については、農地法を遵守することについて、入札参加資格有資格者名簿の登録申請時に誓約書の添付を求める等の働きかけを県に行ってください。